

TEAM Sugi

アスリート留学サポート約款

ご契約前に確認いただきたいこと

2026 年 10 月 3 日改訂版

発行者 合同会社 TEAM Sugi 文書番号 TS-ATH-TERMS-20261003-02

本書は、アメリカの大学で競技と学業の両立を目指す方への支援内容、役割分担、料金、契約期間、変更・延長および終了時の精算方法を定めます。留学者と申込者が異なる場合は、双方でご確認ください。

プラン	基本料金 税込	非提携校への支援
スタンダード	330,000 円	対象外
フロンティア	550,000 円	本人が連絡し、反応した学校から 当社が累計 5 校まで詳細交渉
アドバンス	880,000 円	当社が最大 100 校へ初回連絡 詳細交渉は同時原則 5 校・累計 10 校 X 経由も詳細交渉 10 校に含む

- ・全プランで提携校への交渉を含みます。提携校は非提携校の校数枠に含めず、本人の希望・条件に基づいて対象校を選びます。
- ・出願・ビザ・住居・渡米前後の当社支援料は、各プランの校数・期間・範囲内で基本料金に含みます。大学等への実費は別途必要です。
- ・フロンティアに X 支援は含みません。アドバンスは初回面談と週次面談 11 回、集中活動中の X 投稿文支援、終了後の月次レビューを含みます。
- ・アドバンスの 100 校は初回連絡、10 校は詳細交渉の上限です。本人と選んだ学校へ当社が確認・送信します。返信の確保を保証するものではありません。
- ・成功報酬はありません。着手前は受領料金・分割払手数料を全額返金し、着手後は提供済み業務・承認済み実費等を精算します。
- ・大学合格・入部・出場・奨学金・競技資格・ビザ等の結果は保証しません。当社の業務上の義務や法令上の責任を免除するものではありません。

本改訂版は、提示して合意した新規契約に適用します。旧版・旧プレミアムを含む既存契約と有効な見積りは第 37 条に従い、同名プランでも自動変更しません。

プラン比較と契約期間

支援内容	スタンダード	フロンティア	アドバンス
提携校への交渉	含む	含む	含む
非提携校の初回連絡	対象外	本人が実施	当社 最大 100 校
非提携校の詳細交渉	対象外	累計 5 校	累計 10 校 同時原則 5 校
無返信校のフォロー	対象外	本人が実施 方法・文例を支援	当社が原則 1 回
英文プロフィール準備	既存資料の整理	含む	含む
Xリクルーティング支援	含まない	含まない	含む
講習・面談の固有枠	共通相談で対応	初回講習 1 回 戦略面談 3 回	初回面談 1 回 週次面談 11 回
集中活動後の月次レビュー	対象外	対象外	月 1 回の書面確認
入学出願支援	提携校 1 校	対象校から通算 2 校	対象校から通算 2 校
ビザ・住居・渡米前後	選択した 1 校 1 回の渡航	選択した 1 校 1 回の渡航	選択した 1 校 1 回の渡航

契約期間

契約成立日から、対象学期の入学オリエンテーションまたは授業開始の早い日から 60 日後、契約成立日から 18 か月後、約款による終了日・解除日のうち最も早い日までです。

最大契約期間は 6 か月 110,000 円（税込）で延長でき、通算 12 か月までです。入学後 60 日の終了条件は残り、校数・面談数・週次投稿支援枠・出願数は増えません。アドバンスの月次レビューは延長中も継続します。

本書の構成

基本約款／3 プランの個別約款／別紙 1 精算基準／別紙 2 料金・支払条件／別紙 3 申込確認／別紙 4 情報共有と公開発信の確認／別紙 5 変更・延長／別紙 6 アドバンス活動計画／別紙 7 競技規則と業務記録

各概要は基本約款・個別約款・別紙と併せてお読みください。空欄の確認書は、実施時に記入するためのものです。同等の保存可能な電子記録に代えることができます。

第1章 契約の基本事項

第1条 目的と適用

合同会社 TEAM Sugi（以下「当社」といいます）は、本約款に基づきアメリカ大学スポーツ留学サポート（以下「本プログラム」といいます）を提供します。申込者は、基本約款、選択したプランの個別約款、別紙および個別に合意した条件を確認して申し込むものとします。

第2条 用語の定義

「留学者」または「本人」はサポートを受ける選手本人、「申込者」は本契約の当事者をいいます。

留学者が未成年の場合は、原則として法定代理人を申込者とします。成人の留学者について、緊急連絡先として登録された家族は、その登録だけで契約者・保証人とはなりません。

「対象学期」は申込時に記録に残る方法で確認した入学希望学期、「提携校」は候補校の選定時に当社が提携校として案内した大学、「非提携校」はそれ以外の大学、「対象校」は当社の交渉または出願支援の対象として双方が確認した大学をいいます。提携・非提携の区分は当該校の支援開始前に記録し、その後の提携関係の変化だけを理由に料金や使用済み校数を不利益に変更しません。

「個別の関心を示す返信」は、本人の競技資料等を踏まえた評価、追加資料の具体的な依頼、本人との面談希望、受入条件に関する相談等の返信をいいます。自動返信、一般的な受信確認、一斉配信のキャンプ案内、SNS のフォロー等だけではこれに当たりません。辞退・不採用・募集終了の通知も、フロンティア・アドバンスの詳細交渉対象を選ぶ際の関心には含めません。

「記録に残る方法」とは、書面、電子メール、LINE、内容を保存できる確認フォームその他双方が確認・保存できる方法をいいます。「元金」は分割払手数料を除いた税込サポート料金をいい、プラン料金、追加交渉料、変更差額、延長料は区分して記録します。

「初回アプローチ」は、選定した非提携校への公式リクルートフォーム提出または紹介メール等による最初の働きかけをいい、「詳細交渉」は、個別の関心を示した学校から本人と選んだ対象校について行う条件照会、個別返信、追加資料の調整、コーチ面談等をいいます。初回アプローチ校数、詳細交渉校数および出願校数は別に管理します。

本書の「交渉」「入部交渉」「詳細交渉」は、第6条の2の範囲に限る連絡・条件確認・意思疎通の支援を指します。本人に代わって入学・在籍・奨学金の確保を請け負い、条件を決定・受諾する権限を当社へ与えるものではありません。

第3条 契約書類と優先順位

本契約は、本約款、個別約款、別紙、申込フォームおよび双方が合意した支払条件・個別条件で構成します。内容が抵触する場合は、法令の強行規定を優先し、次に個別に合意した特約、確認済みの申込・支払条件、個別約款、基本約款・別紙の順に適用します。請求書の発行やウェブサイトの更新だけで、合意済みの料金・サービス・解約条件を不利益に変更しません。広告・説明と契約書類に相違がある場合は、申込前に相違点を説明して確認します。法令に基づく取消し等の権利は制限しません。

第4条 申込みと契約の成立

当社は、申込前に、サービスの範囲、対象学期、料金、別途費用、支払時期・方法、契約期間、キャンセル・精算条件および適用する約款の版を提示します。分割払いでは、元金、手数料、支払総額、各回の支

払額・期日も提示します。申込フォームの提出、約款・選択プラン・支払条件への同意、当社による承諾、および一括払いでは全額、分割払いでは初回支払額の入金確認がすべて完了した時点で契約が成立します。フォームの送信だけでは成立しません。

当社は成立後、適用約款、成立日、選択プラン、支払条件、対象学期を記録に残る方法で通知します。当社が承諾しなかった場合、受領金は全額返金し、返金手数料は当社が負担します。

第5条 申込みを承諾できない場合

当社は、学業・英語・競技条件、募集状況、期限、資金計画、必要な配慮の実施可能性、法定代理人の同意、情報の正確性等を確認し、具体的かつ合理的な事情により適切な支援が困難な場合、申込みを承諾しないことがあります。健康状態・障害の名称だけで一律に判断せず、個別の状況を確認します。反社会的勢力またはこれらとの関係が認められる場合も承諾しません。

第2章 共通サポートと役割分担

第6条 共通サービス

当社は、選択プランの対象校・契約期間内で、次の支援を提供します。全プランで提携校への交渉を基本とし、アドバンスとフロンティアでは、それぞれの方法で非提携校にも候補を広げます。

- ・競技、成績、英語力、専攻、年間予算、地域、希望時期等の整理と、進学ルート・提携校の候補選定に関する情報提供・助言。
- ・提供されたプロフィール、競技成績、写真、動画・動画リンクの確認・整理。
- ・第6条の2の範囲内での大学コーチ・チーム関係者への紹介、連絡と入部・奨学金条件の確認、本人の意思疎通の支援。
- ・第13条に定める校数・範囲での入学出願、学生ビザ・ハウジング申請の支援。
- ・英語要件、学習目標、準備スケジュールの確認、渡米前オリエンテーションおよび契約期間内の渡米後メール・Zoom 支援。

本プログラムは、本人の意思決定・申請・準備を支援するサービスです。当社は、委託された業務を、契約の目的と内容に従い、善良な管理者の注意をもって行います。大学等の審査や本人の最終意思決定を代行するものではありません。

第6条の2 競技団体の規則と当社の関与範囲

当社は、本人が進学先を検討するための情報提供、確認済み資料の共有、認められる範囲の質問・本人の希望の伝達、回答の整理、面談の調整と意思疎通の補助を行います。特定校への入学・在籍・競技枠・奨学金の確保を受任する契約ではなく、当社が本人を拘束する約束、独自の条件提示・受諾または契約締結を行うことはありません。

当社は、対象校・競技の所属団体と Division、適用年度、本人の学年・在籍歴・入学時期に応じ、最新の公式規則と大学の案内を確認します。NCAA、NAIA、NJCAA、NWAC 等に共通の規則があるとは扱わず、NCAA でも Division 間の取扱いを同一視しません。特定の旧条番号や過去の大学回答だけに依拠しません。

NCAA 校への当社による競技関係の初回連絡に先立ち、固定料金、業務内容、連絡方法、紹介料の有無を当該大学の競技コンプライアンス担当に示し、本人の状況における関与範囲を記録に残る方法で確認します。確認のための事務照会は別に行えます。同一大学・同一の制度と関与方法について既存の正式回答を利用する場合は、その有効性と本人への適用を確認します。コーチの返信や入学担当者の了承だけで競技規則上の確認を済ませたことにはしません。

当社の関与の可否・必要な登録や承認が不明な場合、当該行為を保留し、大学の競技コンプライアンス担当に確認します。必要に応じて同担当から競技団体への照会を依頼します。回答がないことを承認とはみなさず、禁止・未確認の代理行為を本人や保護者を介して実行することはありません。

当社は、本契約でプロ競技契約、選手の肖像・氏名等を用いる商業契約（NIL）、大学の収益分配その他競技参加に関連する報酬契約の勧誘・獲得・条件交渉・締結代理を行いません。これらを希望する場合は、本人が適切な専門家と大学担当者へ相談します。NIL 等と通常の奨学金を同じものとして案内しません。

規則上の制限により業務を実施できない場合は、理由、許容される代替方法、候補校・日程の変更と未提供部分の精算を協議します。未実施の送信や交渉を枠の使用・業務完了とは扱わず、当社の確認不足や誤りの是正に追加料金・追加枠を求めません。競技資格の最終判断は所管の団体・大学が行いますが、当社の確認・説明・適切な業務遂行の義務は免除されません。

第7条 本人と申込者が行うこと

当社は必要書類・手順の案内、内容確認・助言、関係先への連絡・交渉を行います。本人・申込者は正確な情報を期限までに提出し、学校・費用・住居等の最終判断、本人確認、署名・宣誓、面接、予約、申請内容の最終確認および第三者費用の支払いを行います。本人による提出が求められる手続きは本人が行います。

フロンティアでは、非提携校の調査、フォーム入力・送信、初回メール・無返信校への再連絡、受信確認、進捗表の更新を本人または申込者が行います。当社の準備支援と詳細交渉の範囲は第10条・第12条によります。

アドバンスでは、本人・申込者が対象校と送信情報を確認し、当社が第10条の2・第10条の3に基づく初回アプローチと無返信校へのフォローを担当します。本人に届くメール・DM・認証依頼等は、本人が確認して必要なものを当社へ共有します。X への投稿操作と本人名義のアカウント管理は本人または申込者が行います。

保護者が調査・入力準備等を補助する場合も、本人の意思、情報の正確性、大学・媒体が求める本人による手続きを尊重します。パスワード・認証コードは本人が管理し、当社へ共有しないでください。必要な認証は本人が操作します。当社は本人になりすまして署名・宣誓・面接等を行いません。

本人は、過去・現在の学校在籍、競技参加、報酬・賞金・実費の受領、プロチーム・代理人・NIL 等の契約、他校の奨学金・入学関連合意、編入手続等を正確に申告し、変更を共有します。当社は必要な確認項目を案内し、疑義は担当機関へ照会します。Eligibility Center 等の登録・回答・認証は本人が確認し、正式な資格認定前に参加可能と断定しません。

第8条 対象校と必須条件の確認

競技力、ポジション、成績、英語、専攻、予算、地域、時期、募集・ロースター状況等を踏まえて候補校を検討します。当社が個別に連絡・交渉を行う対象校は、開始前に双方が記録に残る方法で確認します。本人によるフォーム送信や発信のすべてについて、当社が事前審査するサービスではありません。

予算上限、希望専攻、入学時期、チーム受入条件等のうち必須条件として扱う事項を、当社の初回連絡前に確認します。必須条件を明らかに満たさない提示を、希望に合う進学先の確保として扱いません。条件の変更は双方の合意によります。

提携校については、本人の条件に合う候補を当社が提案し、双方で交渉対象を確認します。全提携校への一斉連絡や、特定数の提携校への交渉を約束するものではありません。非提携校の校数枠に、提携校は含めません。

当社は、提携校への進学等に伴い、その学校から紹介料・コミッションを受け取る場合があります。

候補校ごとに提携関係と紹介料の受領予定の有無を説明し、推薦理由を記録します。選定では本人の希望、学業・競技条件、奨学金適用後の負担額、更新条件等を確認し、紹介料の有無だけを理由に進学先を誘導しません。最終的な進学先は本人・申込者が決定します。

本人に係る NCAA 校からの紹介料は、一般学生募集に関する契約があることだけで受領可能とは判断しません。選手紹介・競技募集との関係、支払条件、大学側の募集担当者としての取扱い等を、当該大学の競技コンプライアンス担当と記録に残る方法で確認します。受領の可否が不明な間は請求・受領を保留し、規則で認められない紹介料は受け取りません。奨学金の獲得・増額を対価とする報酬は、本人・大学その他いずれからも受け取りません。

当社は、特定校への進学を条件とする金品、無断の費用負担その他規則で認められない利益を本人・家族等へ提供しません。大学コーチ等の個人に紹介の対価を支払わず、規則で禁止される推薦・顧問就任等を依頼しません。紹介料を受領できないことだけを理由に、本人への基本料金を追加しません。

第9条 競技資料の確認と整理

全プランの競技資料支援は、提供された既存のプロフィール・成績・写真・映像等を確認し、対象校に共有しやすい形に整理するものです。フロンティアの英文資料等の準備支援と、アドバンスの英文・X 発信支援は第12条によります。動画撮影、編集、ダイジェスト・字幕制作、専門測定、有料媒体の登録等は、別途合意した場合を除き含まれません。

大学向けの有料購読・スカウティング情報販売は本プログラムに含めません。当社の提供方法がリクルーティング／スカウティングサービスの規制対象となる場合は、その実態に応じて必要な確認・承認・提供条件を満たした範囲で実施します。特に NCAA Division I のフットボール・バスケットボールに関する大学向け購読サービスの承認制度と、本人向けの留学支援契約は区別します。無料提供・固定料金だけを理由に対象外または適合と断定せず、未取得の NCAA 認定・公認を表示しません。

第3章 初回アプローチと詳細交渉

第10条 詳細交渉の内容と校数の数え方

全プランで、双方が確認した提携校への入部交渉・奨学金条件確認を行います。提携校は以下の非提携校枠に含めません。全提携校への一斉連絡や特定数の提携校への交渉を約束するものではありません。

全ての初回アプローチと詳細交渉は、第6条の2により確認した方法・範囲で実施します。規則確認のための事務照会だけでは詳細交渉の1校に数えません。本人の承認があっても規則で認められない行為は行いません。

フロンティアでは、本人等の働きかけに個別の関心を示す返信があった非提携校から、本人・申込者と当社が選んだ累計5校までの詳細交渉を担当します。本人が独自に利用したXその他の経路による学校も、この5校に含めることができますが、Xの運用支援を追加するものではありません。

アドバンスでは、フォーム、メール、X、本人独自の活動等の経路を問わず、個別の関心を示す返信があった非提携校から、本人・申込者と当社が選んだ累計10校までの詳細交渉を担当します。X経由の学校も10校に含みます。同時に進めるのは原則5校までとし、交渉終了・保留等の状況と優先順位を確認して入れ替えます。例外的に5校を超えて並行する場合も事前に双方で確認し、累計10校は超えません。

詳細交渉の対象は先着順ではなく、本人の希望、競技・学業条件、費用、提示内容、期限等を踏まえてオンライン面談で選びます。期限が迫る場合は、メール・LINE等の記録に残る方法で決定できます。対象校、算入時点、残り枠を確認してから、個別の条件照会・返信案作成・追加資料調整・面談調整等を開始した時点で1校と数えます。

詳細交渉には、資料共有、質疑応答・再連絡、入部・ロースター・練習参加・トライアウトの位置づけ、奨学金、費用負担・更新条件等の確認、オンライン面談の調整、必要に応じた当社の同席・意思疎通の支援を含みます。大学・競技団体の規則と対象学期の期限に従います。専門通訳の外部手配等が必要な場合は事前に費用を確認します。

対象選定前の一般調査、返信の概要確認、公開情報による比較、自動返信・受付通知・一般的なキャンパス案内・フォロー・不採用通知だけでは詳細交渉枠を使用しません。学校への個別照会や全文の個別検討・返信支援等を始める前に担当校を確定し、全返信への個別対応を枠外で無制限に行うものではありません。

同一大学・同一競技・同一対象学期について、複数コーチ、複数連絡経路、再連絡、保留からの再開があっても重複して数えません。独立した入学選考・チームを持つ別キャンパス等を別校とする場合は事前に説明して合意します。担当開始後に無返信、不採用、本人辞退、交渉終了となっても累計の使用済み校数に含み、新規校への自動入替はありません。

原則5校の並行枠の管理では、終了・保留とする理由、残る回答期限、再開の条件を記録します。保留中も把握した重要な返信・期限は本人へ共有し、期限のある約束を一方的に放置しません。校数への算入と提供済み業務の割合は別であり、担当開始だけで当該校の全業務を完了扱いにしません。当社の誤りの場合は正は枠や追加料金を消費しません。

第10条の2 アドバンスの初回アプローチとフォロー

当社は初回面談の内容に基づいて非提携校を調査・提案し、本人・申込者と選んだ累計最大100校に初回アプローチを行います。活動第1週から第10週まで、原則として週10校を目安に選定・連絡します。第11週は最終送信分のフォローと候補整理を中心とし、新規送信の通常枠を追加しません。

各校の公式案内に従い、公式リクルートフォーム、大学コーチへの紹介メールその他双方が確認した適切な方法を使います。フォームがない、送信できない、本人による操作が必要等の場合は、手動入力、メールまたは本人操作の支援へ切り替えます。各校の条件に応じて提出方法を調整します。

適切な送信先への提出完了画面・確認通知・送信記録等を確認した時点で初回アプローチ1校と数えます。フォームとメールを併用した場合や別コーチへ送った場合も同じ学校は1校です。送信不能・不達が確認されたもの、送信操作だけで完了を確認できないものは完了校に算入せず、再対応または候補差替えを検討します。完了記録はコーチの閲覧・返信を証明するものではありません。

当社が初回連絡した学校に具体的な返信がない場合、原則として初回から7～14日後を目安に、適切な公式連絡先へメール等で1回フォローします。受付の自動返信だけの場合も無返信として扱います。学校・競技団体の連絡可能時期、休業、評価予定、募集終了、連絡不要の意思表示等により、時期・方法を調整または見送る場合は理由を記録して共有します。送信障害の訂正をこの1回に含めません。

無返信校への定期的な繰返し連絡、本人が独自に送った全学校へのフォロー、100校を超える新規アプローチは基本料金に含みません。詳細交渉校として選んだ後の通常の再連絡は第10条の支援に含みます。既に本人が連絡済みの学校への重複送信を避け、当社が引き継いで連絡する場合は初回枠への算入と実施内容を事前に確認します。

100校は初回アプローチの上限であり、詳細交渉10校、出願2校とは別枠です。X等で相手校から来た連絡を確認するだけでは100校枠を使いません。同じ学校が複数経路で反応しても詳細交渉は1校です。提携校への連絡は100校枠に含めません。

募集時期、適合校の数、資料の準備、返信・交渉状況に応じて、双方の合意により送信ペースの変更や一時停止を行います。適合する学校がない場合や本人が新規連絡の終了を希望する場合は、数を満たすためだけの送信を行わず、残り業務・代替策・日程と必要な精算を確認します。10週間の経過だけで100校への連絡を完了したものとは扱いません。

送信前に学年・競技・Division・編入状況・既存の署名済み合意を確認し、連絡・返信・面談・訪問等の制限を区別して日程を定めます。大学が本人へ連絡できない時期に、当社を伝言役として規制を回避することはありません。編入では必要な連絡許可・登録等を確認してから競技関係の連絡を行い、特定の登録制度を全ての日本の大学在籍者へ一律に要求しません。

第10条の3 入力と送信の確認

当社は、学校のリサーチやリクルートフォームの入力・送信作業に、AIツールを使用する場合があります。送信内容と結果は当社が確認します。

本人・申込者と選手情報シート、英文プロフィール、送信先一覧および共有する項目を確認し、当社による送信の依頼・承認を記録します。確認済みの学校一覧と情報に基づき複数校分をまとめて承認できます。未承認の学校、情報の重要な変更、本人の意思を要する個別質問等は改めて確認します。

未測定競技数値、未受験のスコア、不明な学業成績・GPA、志望理由等を推測で作成しません。単位換算は元数値・単位を保持して確認し、大学が指定する成績換算・評価方法に従います。未確認の必須質問がある場合は送信を止めて確認します。

本人認証、CAPTCHA、署名・宣誓、本人による提出が条件の手続き、個別の規約同意等は、必要に応じて本人が対応します。アクセス制御や利用制限を回避せず、大学・媒体の利用条件に従います。自動処理を使えない場合も、契約範囲で実施可能な代替方法を検討します。

学校ごとに選定・承認日、送信内容の版、送信日・方法、完了確認、フォロー、返信、詳細交渉への移行を記録し、本人と共有します。誤送信・重複・内容誤りが判明した場合は速やかに状況を説明し、必要な訂正・連絡・再発防止を行います。個人情報の取扱いは第33条・第34条・別紙4によります。

規則の確認日・公式資料・大学担当者の回答、本人の承認と使用した資料の版、各業務の実施日・内容・残り枠を共有一覧等に記録します。提供済み割合は記録に基づき評価し、送信校数や時間の経過から自動的に全業務を完了扱いにしません。別紙7または同等の記録を用いることができます。

第4章 奨学金と活動支援と出願

第11条 奨学金の情報提供と条件確認

対象校のスポーツ・学業その他の奨学金、学費免除・経済支援について、本人が利用できる制度、提示された金額・対象費用・期間・更新条件を確認し、比較と意思決定を支援します。未確定の奨学金は確定額として費用案内に算入しません。競技奨学金を提供しない Division・大学もあり、受給を前提に全校を案内しません。

本人の質問・希望の伝達と追加説明の依頼は、第6条の2で確認した範囲に限ります。当社が本人に代わって奨学金の獲得・増額・更新を請け負い、金額を競わせて成約へ持ち込む代理交渉、大学の提示の受諾・拒絶、入学や競技参加の確約は行いません。本人自身が行うべき申請・判断・署名を当社が代行しません。

本人・申込者に請求する料金は情報提供・手続支援等の業務の対価とし、奨学金の有無・金額・更新・入学・入部の結果に連動させません。固定料金という形式だけで競技規則への適合が確保されるものとは扱わず、実際の業務・大学からの報酬も確認します。

奨学金、入学許可、競技参加資格、ロースター、練習参加、公式戦出場は別の事項として確認します。口頭の説明と正式な書面を区別し、正式条件・回答期限を本人へ共有します。大学の収益分配・NIL等の提示は通常の奨学金から分け、第6条の2により取り扱います。獲得・増額・継続はいずれも保証しません。

第12条 英文資料とXリクルーティングの支援

フロンティアとアドバンスでは、本人が提供した資料に基づく英文プロフィールの初期案作成・修正、競技成績・学業情報・動画リンクの整理を行います。重要情報の更新に伴う必要な修正も行い、本人・申込者が共有前に確認します。

フロンティアでは、非提携校の探し方、公式フォームの見つけ方・入力・送信、初回メール・フォローメールの文例、返信の見分け方、進捗表の使い方を初回講習で案内します。本人の準備と相手方の利用条件が整う場合は、実際の入力・送信を本人操作で練習します。準備不足等でできない実践内容は、同じ初回講習の続きとして調整します。

フロンティアには、Xのアカウント整備、投稿作成・添削、運用指導、Xの定期確認、月次レビューは含みません。本人が独自にX等を利用することを制限せず、そこから反応した学校を第10条に定める5校枠で選ぶことができます。本人が自分で連絡する学校数に本契約上の上限は設けませんが、当社が全送信先を調査し、全返信を翻訳・添削・処理するものではありません。

アドバンスには、Xの英語プロフィール・固定投稿の作成、動画・成績・連絡導線の整備、活動方針の説明を含みます。集中活動期間の第1週から第11週まで、本人が提供した情報をもとに週2件まで投稿文の作成または添削を行い、週次面談で投稿・反応を確認します。同じ投稿の合理的な範囲の修正は別件に数えません。

投稿操作、日常の受信確認、本人名義のアカウント管理は本人または申込者が行います。当社は日常の投稿・DMの代行、常時監視、広告運用、動画撮影・編集、無制限の添削を行うものではありません。個別に関心を示す学校からの連絡は、本人から共有を受けて詳細交渉候補として整理し、選定後は10校枠で支援します。

週2件の枠は各活動週のものとし、未依頼分を将来の週へ無制限に積み上げません。ただし、依頼がないことだけで投稿支援を提供済みとは扱いません。当社都合で未提供の支援は補完します。集中活動終了後は第12条の4の月次レビューと、対象校の詳細交渉・共通手続きを契約期間内で継続します。

本人の公開投稿と、当社の自社アカウントによる掲載・紹介は区別します。当社による公開発信は、情報・媒体・目的について別途同意がある場合に限りします。

X支援は進学に必要な競技・学業情報の発信支援であり、NIL契約・スポンサー獲得の代理ではありません。投稿・DM等にも適用される連絡規制を確認し、大学やコーチの支持・認定を誤認させる表示、未確認のオファー公表、規制を回避する伝言を行いません。

第12条の2 面談の回数と実施方法

スタンダードでは、学校選定・交渉・出願等の共通支援に必要な相談を行います。固有の戦略講習・週次面談の回数枠は設けません。

フロンティアには初回実践講習1回と追加戦略面談3回を含みます。各回の時間上限は設けず、事前に議題と資料を確認し、その議題を扱うために必要な時間を確保します。初回講習と追加3回は別枠です。

アドバンスには、準備段階の初回面談1回と、活動第1週から第11週までの週次面談11回を含みます。初回は60～90分、週次は原則30分を目安とし、議題を事前共有します。通常枠で扱い切れない事項は、次回・書面等で補完し、当社の説明不足や契約上必要な対応を時間経過だけで打ち切りません。合意した範囲を超える独立した追加戦略面談は、内容・料金を事前合意した場合のみ実施します。

面談は予約制のオンライン形式を基本とし、本人・申込者が参加します。同一議題の面談を双方合意で複数日に分けても、それだけで回数を増やしません。使用する枠・残り回数を記録します。予約変更・欠席は早めに連絡し、欠席だけで実施済みとせず、契約期間と大学の期限を踏まえて再調整します。

通常の連絡、出願・ビザ等の手順説明、コーチとの面談・調整、当社の説明不足・誤りの是正は、本人との戦略面談・週次面談の回数に算入しません。大学コーチとの面談は、第10条の詳細交渉業務として別に扱います。当社都合の中断・再実施も回数を消費しません。

第12条の3 アドバンスの集中活動期間と進行

契約成立後に初回面談を行い、必要資料、本人による確認・同意、対象競技の募集時期等を確認して、集中活動の開始日と週次予定を別紙6等に記録します。集中活動の開始日は契約成立日と同じである必要はありません。準備段階では当社が候補調査と送信準備を進めます。

集中活動は開始日から原則11週間です。第1週は最初の10校とXの準備を確認し、第2週から第10週は返信・条件・Xの状況を確認して次の10校を選びます。第11週は第10週送信分のフォロー、候補比較と今後の方針確認を行います。第10週送信分の7～14日後のフォローが第11週後に及ぶ場合も、その必要なフォローは基本料金内で実施します。

募集時期、大学・競技団体のルール、本人の準備・希望、進行中の交渉等に応じ、双方合意で活動を休止・分割・日程変更できます。変更時は未実施の送信校数・面談・投稿支援、再開日、終了見込みを記録

します。週数・日数の経過だけで未実施業務を提供済みとせず、同じ学校・面談を重複計上しません。契約全体の期間は第 17 条によります。

当社の事情で遅れた業務は、追加料金なく補完し、必要に応じ契約期間等を適切に調整します。本人側の資料未提出等は第 16 条・第 18 条に従い協議します。適合する候補が少ない場合や進学先を早期に決定した場合は、新規連絡を中止するか、残る活動をどう扱うかを確認し、未提供部分は第 25 条・別紙 1 によります。

集中活動が終了しても契約全体は当然には終了せず、残る詳細交渉枠、既存の対象校への対応、出願、ビザ・住居・渡米前後の支援は契約期間内で継続します。100 校枠の未使用分を無期限に週 10 校ずつ送信するのではなく、集中活動後に未実施の新規連絡を行う場合は、残り枠・日程・実施可能性を記録して確認します。

第 12 条の 4 アドバンスの集中活動後の月次レビュー

集中活動終了後から契約終了まで、アドバンスでは月 1 回、本人の活動・X の状況、候補校、返信の要点、出願・渡航等の進捗について、共有した一覧表等に書面でコメントします。毎月のオンライン面談や週 2 件の投稿文作成を追加するものではありません。フロンティアにはこの月次レビューは含みません。

集中活動終了の翌日を起点とする 1 か月ごとの期間を基本とし、最後の 1 か月未満にも 1 回実施します。開始時に提出方法・回答予定日・予定回数を確認します。原則として必要資料がそろった日から 5 営業日以内を回答の目安とし、遅れる場合は理由と見込みを案内します。

資料が未更新の場合は更新を依頼し、必要事項を次のレビューで確認します。未実施回数を無制限に積み上げず、月の経過や未提出だけで提供済みとせず、終了時は実際の提供内容で精算します。当社都合の未実施分は補完します。重要な返信・期限はレビューを待たず共有してください。24 時間対応・常時監視を約束するものではありません。

契約期間の延長中も月 1 回のレビューを継続します。その対価は延長料に含み、基本料金のレビュー分と重複計上しません。

第 13 条 出願と学生ビザとハウジングの申請支援

入学出願支援は、スタンダードでは進学先として選択した提携校 1 校、アドバンスとフロンティアでは提携校・非提携校を合わせて通算 2 校までです。非提携校は当社が交渉を担当する対象校に限ります。単なる候補数や交渉校数と、出願支援の校数は区別します。

上記の校数・範囲内の入学出願、学生ビザ・ハウジング申請、渡米準備等に関する当社の通常の支援料は、全プランの基本料金に含みます。非提携校に進学したことだけを理由とする追加支援料は請求しません。大学等が請求する実費は第 22 条によります。

出願支援の対象として事前確認した学校について、その学校固有の出願書類・入力内容の確認等を開始した時点で 1 校と数えます。一般的な必要書類の案内だけでは算入せず、同一校の同一対象学期における通常の補足・修正は追加の 1 校としません。上限を超える出願や対象学期変更に伴う再出願は、開始前に別途合意します。

必要書類・手順の案内、準備スケジュールの確認、申請内容の確認・入力に関する助言、大学・関係機関との連絡を行います。本人確認、署名・宣誓、面接、予約、最終確認・提出、支払いは、それぞれ当該手続きを求められる本人・申込者が行います。

進学先決定後の入学確定、学生ビザ・ハウジング申請、渡米前後の支援は、最終的に選択した1校・1回の渡航に対応します。先に手続きを進めた後で進学先を変更し、やり直しが必要になる場合は、追加業務と料金の有無を着手前に確認します。当社の誤りの是正を追加料金の対象としません。

ハウジング支援は申請の支援であり、部屋の確保、空室、希望する部屋・同居人・入居日を保証しません。ビザについて、法令上有資格者に限られる判断・代理業務は行いません。必要な場合は適切な専門機関をご案内します。

第14条 渡米前と渡米後の支援

渡米前オリエンテーションでは、大学・チームへの合流、学業と競技の両立、渡航・入居・初期手続き、現地生活の基本事項を案内します。競技別特典・技術指導がある場合は、内容・対象・回数・日程を別途案内します。渡米後は、契約期間内に、初期手続き、履修開始、チームへの合流、住居等について、必要に応じてメールまたは事前予約制 Zoom で情報提供・助言を行います。24時間対応、緊急出動、通訳同行、生活全般の代行、身元保証は含みません。

第5章 結果と契約期間

第15条 第三者が決定する結果

大学合格・希望専攻への入学、チームへの入部・ロースター入り・練習参加・公式戦等への出場、奨学金、コーチからの返信・オファー、リーグの登録・資格認定、ビザ・入国許可、学位・卒業・編入・就職、SNSの閲覧・反応等は、第三者の審査や事情に左右され、当社は結果を保証しません。本条は当社の契約上の業務遂行義務をなくすものではなく、当社の債務不履行や不法行為に基づく責任を免除するものでもありません。

第16条 協力と期限と希望変更

申込者・本人は必要な資料・回答を期限内に提出し、学校等からの連絡を確認して対応します。遅延や情報の不足・誤りが判明した場合、当社は把握した影響と対応可能な範囲を案内します。責任の有無は、各当事者の義務と原因に応じて判断します。対象学期や希望条件等に重大な変更がある場合は速やかに通知してください。当初の範囲を超える業務が必要な場合、当社は着手前に内容・追加料金を示し、双方が合意した後に実施します。

第17条 契約期間と期間満了時の取扱い

契約期間は、契約成立日から、①対象学期の大学の入学オリエンテーション開始日または授業開始日の早い日から60日後、②契約成立日から18か月後、③約款に基づく終了日・解除日のうち、最も早い日までです。第17条の2の延長を合意した場合は、②の期限を延長後の期限に置き換えます。

進学先や開始日が確定しない場合も、別途延長合意がなければ18か月で終了します。期間満了時に未提供部分がある場合は第25条・別紙1の考え方で精算し、期間が経過したことだけを理由に全業務を完了扱いにしません。

期間満了後の継続相談、対象学期変更、再出願、転校・編入支援は、新規契約または別途の合意が必要です。大学側の時期変更等があった場合は、延長・追加業務・料金の有無を着手前に確認します。

当社の責めに帰すべき遅延等への対応は第18条によります。

第 17 条の 2 契約期間の延長

同じ対象学期・選択プランについて、継続支援が可能な場合は、6 か月 110,000 円（税込）で最大契約期間を延長できます。6 か月を 1 単位とし、通常の延長は通算 2 単位・12 か月まで、延長料は合計 220,000 円（税込）までです。最大契約期間はそれぞれ契約成立日から 24 か月または 30 か月となります。

申込時または満了前に、対象学期、延長の必要性、延長期間、業務内容、料金・支払期日を別紙 5 等で確認し、双方の合意と入金確認後に延長を確定します。自動更新はありません。対象学期自体の変更や新しい出願・交渉を当然に含むものではありません。

延長中は、未提供の契約業務と既存案件の支援を継続します。初回アプローチ校数、詳細交渉校数、講習・面談数、週次投稿支援枠、出願校数は増えず、集中活動を新たに一巡させたり、使用済み枠をリセットしたりしません。アドバンスの月次レビューは延長期間中も月 1 回継続します。

第 17 条①の入学後 60 日の終了条件は延長後も適用します。延長によって入学後支援がさらに 6 か月または 12 か月続くわけではありません。申込時に終了見込みと支援できる期間を説明します。

延長開始前に契約が終了した場合は、未開始の延長料を返金します。延長開始後に途中終了・入学後 60 日の終了日等が到来した場合は、別紙 1 により未提供部分を精算します。延長料は当社の誤り・遅延を是正するためには請求しません。

第 18 条 サポートの一時停止

必要資料・回答の未提出、支払遅延等で業務を進められない場合、当社は理由と是正期限を通知して一時停止できます。支払遅延による解除等は第 19 条の 3・第 26 条によります。一時停止は契約期間を自動延長しませんが、当社の責めに帰すべき停止期間や法令上必要な場合は、延長その他適切な調整を行います。大学・コーチからの重要通知や期限への影響を把握している場合は、停止中もその情報を合理的な範囲でお知らせします。

第 6 章 料金と分割払い

第 19 条 プラン料金と支払方法

一括払いの通常料金は、アスリートスタンダード 300,000 円（税込 330,000 円）、アスリートフロンティア 500,000 円（税込 550,000 円）、アスリートアドバンス 800,000 円（税込 880,000 円）です。料金は契約上の支援の対価であり、合格・入部・奨学金・進学先に応じた成功報酬は設けません。非提携校への進学だけを理由とする追加請求も行いません。

支払方法は、スタンダードでは 1 回（一括）・2 回・3 回払い、フロンティアとアドバンスでは 1 回（一括）・3 回・5 回払いから選択します。分割払いは当社との直接の支払合意とし、大学等への実費、別途合意した追加業務、変更差額、延長料は、別途合意しない限り対象に含めません。振込先は請求書等で案内し、通常の支払振込手数料は申込者が負担します。

第 19 条の 2 分割払いの条件

初回は契約成立時、第 2 回以降は契約成立月の翌月から毎月末に支払います。3 回払いは翌々月末、5 回払いは 4 か月後の月末が最終期限です。銀行休業日は直前の銀行営業日を期限とします。初回支払日と各期限を契約前に確定し、成立月が変わる場合は再確認します。

通常料金での固定手数料総額は、スタンダードが2回1,800円・3回3,600円、フロンティアが3回5,500円・5回11,000円、アドバンスが3回8,800円・5回17,600円です。1回払いの手数料は0円です。各回支払額と支払総額は別紙2によります。金額・日程を提示して合意した場合に限り請求し、未提示・未合意なら0円とします。

元金と手数料の合計を支払回数で等分し、初回から最終回の前までは円未満を切り捨て、残額を最終回に支払います。契約前に確定した通常の支払額は日割りで変動せず、後から一方的に手数料を追加しません。

手数料は支払を繰り延べる対価で、通常業務の事務費や違約金とは区別します。税負担が生じる場合も表示額に含め、後から税を加算しません。法令上の税区分に従い、元金と手数料を区分表示します。

当社は、元金、支払回数、各期限、各回の元金・手数料、手数料総額、支払総額、確定した日程による実質年率を契約前に提示し、必要な説明・書面交付等を行います。手数料の水準は当社の自主基準として実質年率14.0%以下とし、超える日程では契約前に手数料を引き下げます。この自主基準を法定上限とは扱わず、適用法令の制限がより厳しい場合はその制限を優先します。

初回支払額は全額元金に充当します。手数料は、2回払いでは全額を第2回へ、3回払いでは第2回・第3回へ2対1、5回払いでは第2回から第5回へ4対3対2対1で配分します。最終回より前の配分額は円未満を切り捨て、残額を最終回に配分します。各回支払額から配分手数を控除した額を元金充当額とします。

第19条の3 繰上返済と支払遅延

申込者は、当社に申し出て残る元金の一部または全部を繰り上げて精算でき、繰上返済手数料はかかりません。この場合は別紙2の方法で、未経過期間・元金減少分に対応する分割払手数料を減額し、受領済みなら返金・相殺します。法令によりさらに有利な精算が必要な場合は、その取扱いを優先します。支払期日を過ぎた元金には、翌日から入金日まで年率6.0%の日割りの遅延損害金を上限として適用します。法令上これを下回る上限がある場合はそれに従います。

同じ元金・期間に通常の分割払手数料を重ねず、手数料・遅延損害金への加算は行いません。支払遅延のみを理由とする期限の利益の喪失・解除は、遅延額と是正方法を示し、20日以上の間を設けた書面による催告後も未払いの場合に限りです。法令により支払いを拒める場合は、その権利を妨げません。終了時に未提供業務の残額や将来の手数を一括請求しません。

第7章 割引と別途費用とプラン変更

第20条 割引と分割払い

割引が適用される場合は、契約前に条件と税込金額を確認し、当該金額を元金とします。別途明示しない限り、サービス範囲は通常料金と同じです。全プランの分割手数料は、通常の固定手数料に「割引後元金÷通常元金」を乗じ、円未満を切り捨てた額を上限とします。第19条の2の年率による引下げも適用します。

各回金額・総額を事前表示し、日割りで変動させません。キャンセル時の業務別上限も割引後元金に比例させ、キャンセルだけを理由に割引を遡って取り消しません。既存契約の支払条件を変更する場合は、既払元金と既払手数料を区別し、将来分だけを精算して残元金・日程・手数料を合意します。料金全額へ手数料を重ねたり、過去に遡って引き上げたりしません。

第 21 条 基本枠を超える支援

本改訂版では、旧アドバンスの追加 5 校オプションおよび無返信校の無償入替制度は、新規契約の標準サービスとして設けません。初回アプローチ・詳細交渉の上限、送信不能時の扱いは第 10 条から第 10 条の 3 によります。旧契約の権利は第 37 条に従って保護します。

上限を超える学校への支援、追加の出願、独立した追加戦略面談等を希望する場合は、当社が実施可能性を確認し、内容、校数・回数、期間、料金、途中精算方法を事前に提示して別途合意した場合に限り実施します。標準の追加料金を本書で設定するものではなく、自動追加・自動請求は行いません。契約内の通常業務や当社の誤りの是正に追加料金はかかりません。

第 22 条 プラン料金に含まれない費用

学費、大学出願料・学生登録費・教材費、証明書発行・翻訳費、リーグ登録・資格審査費、英語試験等の受験料、住居費・保証金・食費・交通費、航空券、保険、SEVIS 費・ビザ申請費、動画制作、有料媒体、外部専門家その他第三者の費用は、プラン料金に含みません。当社が立替・発注・送金を行う場合は、費目、支払先、概算・確定額、取消し・返金条件、為替・手数料を事前に示し、申込者の承認を得ます。第三者費用をプラン料金に重ねて請求しません。実費の根拠を確認できる資料を保管します。

第 23 条 外貨建て費用と立替払い

大学等へ直接支払う場合は、利用する金融機関・決済サービスの為替レート・手数料・条件が適用されます。当社が依頼を受けて外貨建て費用を立替払い・送金代行する場合に限り、請求書発行日の前銀行営業日に三菱 UFJ リサーチ & コンサルティングが公表する TTS レートに 3% を加算したレートを用います。円換算後の 1 円未満は切り上げます。基準レートが取得できない場合、当社が一方的に別レートを用いず、代替の基準と金額を事前確認します。為替差額等を精算する場合は根拠を提示します。

第 24 条 プラン変更

同じ対象学期について、契約期間内で追加業務を提供できる場合はプランを変更できます。変更の可否、内容、料金、支払条件、使用済み・残りの校数、面談数、出願数、期間を別紙 5 等で確認し、合意と入金確認後に追加業務を開始します。期限等から困難な場合は理由を説明します。

本改訂版の通常料金での上位変更差額は、スタンダードからフロンティア 220,000 円（税込）、フロンティアからアドバンス 330,000 円（税込）、スタンダードからアドバンス 550,000 円（税込）です。基本契約の既払額と未払額を区別し、変更後の元金・残支払額を明示します。分割払手数料、延長料、第三者実費は別に計算します。

フロンティアで使用した詳細交渉校数は、終了・不採用・本人辞退となった学校も含め、アドバンスの累計 10 校に引き継ぎます。同一校は二重に数えません。本人が過去に自分で送信した学校は、それだけで当社の初回アプローチ 100 校枠を消費しませんが、当社の新規連絡対象に含める場合は重複を避け、担当方法と算入を確認します。

面談・出願・プロフィール等の共通業務は提供済み分を引き継ぎ、同じ内容を重複して請求・実施済み計上しません。フロンティアからアドバンスへの変更では、実施済みの追加戦略面談を週次面談 11 回の既利用分として通算し、残り回数を記録します。既存講習の共通説明は初回面談に引き継ぎ、未実施の学校調査方針・X 説明を補完します。未実施分だけで 100 校の連絡計画を管理できるよう、書面確認も併用して日程を組みます。使用済み出願校数は変更後の上限 2 校に含めます。

契約成立日・最大契約期間はリセットしません。集中活動の開始日・残り面談数・投稿支援期間、月次レビュー開始日を確認し、変更前の月分のレビューを遡って付与しません。割引契約では適用範囲を確認し、変更だけを理由に既存の割引を遡って取り消しません。

低額プランへの変更や旧版からの移行は、既提供業務、引継ぎ可能な業務、未提供部分を区分し、第25条・別紙1を基準に個別見積りします。引き継がない固有業務の相当対価を明示し、同じ業務を二重請求せず、変更だけを理由に一律の違約金を課しません。旧版からの移行に本条の通常差額や校数の引継ぎを機械的に適用しません。

第8章 キャンセルと返金

第25条 申込者によるキャンセルと精算

申込者は、電子メール、LINE その他記録に残る方法で通知し、いつでも本契約を終了できます。キャンセル日は当社が通知を受領した日とします。フォームの使用、所定用紙の提出や面談を、通知の有効性の条件とはしません。当社が着手予定を事前通知したうえで、当該申込者のための候補校選定、競技資料の確認・整理、連絡・出願等の準備その他の個別業務を開始した時点をサポート着手とします。一般相談、資料送付、申込受付、入金確認だけでは着手となりません。

着手前は、受領したサポート料金と分割払手数料を全額返金します。着手後は、別紙1による提供済みサービスの相当対価、承認済みで返金不能な第三者実費、および適法に発生した分割払手数料等を精算し、受領額の超過分を返金します。精算額が受領額を超える場合は、根拠と支払期日を示して不足額を案内します。合格通知、入部オファー、奨学金提示等の受領だけを理由に、全サービスを完了したものとなしたり、未提供部分の返金を一律に拒んだりしません。

着手時点や経過日数だけで一定割合を差し引くキャンセル料も設けません。当社は、実施日、作業内容、業務別の上限額、提供状況、計算根拠、実費および受領額を記載した精算明細を示します。既に料金に含まれる経費、当社の誤りを直す作業、未提供業務の対価や将来利益を重複・追加請求しません。分割払いの終了時は、元金を提供済み対価に修正して別紙2の途中精算を行います。

各時点の実際の未払元金と「精算後の対価から当該時点までの元金充当額を引いた正の残額」の小さい方を計算の基礎とし、キャンセル後の将来分の手数料は請求しません。既払手数料が精算額を上回る場合は返金・相殺します。返金先が確認できる場合、当社は原則としてキャンセル通知受領後14銀行営業日以内に、少なくとも争いのない返金額を支払います。振込先確認が必要な場合は速やかに照会し、その確認後14銀行営業日以内とします。

当社からの返金振込手数料は当社が負担します。第三者からの返金待ちは当該実費部分だけを後日精算し、他の返金を留保しません。法令に基づく取消し・解除・クーリングオフ・損害賠償等が認められる場合、その法令を優先します。当社が別途損害賠償等を請求できる場合も、消費者契約法第9条等の制限に従い、提供済み対価・実費と同じ損害を重ねて請求しません。算定根拠の説明を求められた場合は、その概要を説明します。

第9章 契約終了と第三者事情

第26条 義務違反等による停止と解除

支払遅延、必要資料・回答の未提出、重要な契約義務への違反により業務を進められない場合、当社は理由と是正方法を通知し、20日以上 of 相当な期間を設けて是正を求めます。期間内に是正されない場合、

支援を停止または解除できます。支払遅延については第 19 条の 3 も適用します。重大な虚偽申告、反社会的勢力への該当、脅迫・暴力、重大な業務妨害等により信頼関係が失われ、催告による是正を待つことが相当でない場合は、法令上認められる範囲で直ちに解除できます。

精算は第 25 条・別紙 1 を基準とし、申込者の違反により別の損害が生じた場合も、法令の範囲内で根拠を説明します。

第 27 条 当社都合による終了

当社の責めに帰すべき事由で主要なサービスを継続できない場合は速やかに通知し、未提供部分の料金・未経過の分割払手数料等を返金します。当社の義務違反によって利用できない業務を有効な提供済み対価として請求しません。損害賠償その他法令上の責任は第 32 条および法令によります。代替サービスや他社への引継ぎで対応する場合は、申込者の同意を得ます。個人情報の移転についても法令に従います。

第 28 条 大学とコーチとリーグ等の事情

コーチの異動・退任・連絡不能、募集停止、チーム廃止、ロースター削減、奨学金・入学条件・専攻・学費・住居・期限・競技資格の変更等が判明した場合、当社は情報を共有し、契約範囲内で合理的な代替案を検討します。当社が支配できない事情の結果を保証するものではありませんが、当社自身の連絡・説明・業務遂行上の過失等による責任は免除されません。継続できない場合の未提供部分は第 25 条を基準として精算します。

第 29 条 不可抗力

災害、感染症、戦争・紛争、政府・大学・リーグの規制、渡航制限、通信障害等により遅延・中断が生じた場合、当社は状況を案内し、日程調整・代替方法を協議します。契約目的の達成が困難な場合は、提供済み業務と返金不能実費を確認し、未提供部分を精算します。

第 30 条 渡航と緊急対応

ビザ発給、審査時期、米国入国等は政府機関が決定します。当社の支援上の誤りがある場合は適切な訂正・再準備を行い、法律上の責任を負います。医療・法律・税務・移民法上の専門判断、身元保証、緊急出動、24 時間対応は提供しません。緊急時は現地の緊急機関、大学、保険会社、在外公館等へ連絡してください。

第 10 章 責任と個人情報

第 31 条 SNS と外部サービス

SNS・動画媒体等の仕様・規約変更、障害、利用制限、第三者による反応・保存・転載等は当社の支配外となる場合があります。当社は把握した影響を案内し、合理的な範囲で対応します。当社の不適切な情報共有や過失等に基づく責任を免除するものではありません。

第 32 条 損害賠償

当社が債務不履行または不法行為により損害賠償責任を負う場合、その範囲は法令に従います。当社の軽過失により生じた財産上の損害については、通常かつ直接の損害とし、当該契約で合意した税込サポート料金の総額を上限とします。この総額には、変更後のプラン料金と別途合意した追加業務料・延長料を含み、第三者実費や分割払手数料は含みません。

当社の故意・重大な過失、生命・身体への損害、その他法令により制限が認められない場合には、前段の制限を適用しません。返金・未提供料金の返還義務は損害賠償額の上限とは別に履行します。

第 33 条 個人情報の利用と提供

当社は、申込者・本人の情報を、学校選定・入学・ビザ・住居・競技資格等の支援、大学・コーチ等への紹介・交渉、競技資料の整理・共有、同意を得た発信、連絡、請求、記録管理および相談対応に必要な範囲で利用します。必要な範囲で、米国を含む国外の大学、コーチ、リーグ、政府機関、住居提供者、委託先等に情報を提供する場合があります。

外国の第三者への個人データ提供、要配慮個人情報の取得・提供については、個人情報保護法に従い、必要な情報提供・同意・安全管理を行います。申込時には契約に必要な情報を取得し、出願・ビザ等の詳細は必要となる段階で追加確認します。利用目的、委託・保管・開示等の取扱いは、当社のプライバシーポリシーも適用します。

国外への個人データ提供に本人の同意が必要な場合は、提供先の国名、当該国の個人情報保護制度、提供先の保護措置等、法令上必要な情報を事前に提供します。本人が直接フォームを送信する場合と、当社から提供する場合を区別して確認します。成人の本人の情報を保護者等へ共有する場合は、法令上の例外を除き、本人の同意を確認します。

第 34 条 SNS 等への掲載と共有の同意

氏名、成績、写真、動画等の掲載・共有について、情報項目、媒体・相手方、連絡導線を、別紙 4 または同等の記録に残る方法で確認します。申込時に一般方針を確認したことだけで、個別の公開への同意を得たものとは扱いません。大学・コーチへの非公開の個別共有と、不特定多数が閲覧する公開投稿は分けて確認します。住所、パスポート番号、認証情報等の手続き用情報は公開媒体へ掲載しません。未成年については本人の意向と法定代理人の同意を確認します。

本人・申込者は将来の掲載・共有への同意を撤回し、修正・削除を依頼できます。当社は合理的な範囲で対応しますが、第三者の保存・転載や検索キャッシュを完全に削除することは保証しません。撤回で実施できなくなる固有業務は説明し、未提供部分は必要に応じて第 25 条で精算します。

第 11 章 資料と連絡と適用する法令

第 35 条 資料の正確性と権利

本人・申込者は、提供する写真、動画、競技成績、学業情報、推薦文等が正確で、必要な権利・許可を有することを確認します。虚偽・誇張、権利侵害のおそれ、大学・リーグ等の規則違反がある資料について、当社は修正を求め、掲載・送付を見合わせる場合があります。

第 36 条 連絡方法

電子メール、LINE、電話、オンライン面談その他双方が合意した方法で連絡します。重要条件、対象校、費用、解約等は記録に残る方法で確認します。連絡先を変更した場合は速やかにお知らせください。当社は契約や精算に関する問合せに合理的な期間内に回答します。

相談・苦情・解約の窓口は、合同会社 TEAM Sugi（メール：info@teamsugi.co.jp、電話：050-8886-0531）とします。LINE 等の窓口は申込確認書等で案内します。営業日は原則として日本の土日祝日および事前に案内する休業日を除く日とし、面談日時は双方で調整します。

第 37 条 約款の改定と既存契約

本契約には、契約成立前に提示して合意した版を適用します。本改訂版の掲載だけで既存契約を新プランへ移行させたり、料金・支援範囲・期間・返金条件を不利益に変更したりしません。既存のプレミアム、2026 年 9 月 30 日改訂版のスタンダード・アドバンス・フロンティアその他旧版の契約には、当該契約の約款と個別合意を引き続き適用します。同じプラン名であっても、料金・担当方法・校数・面談・X 支援等を本改訂版へ自動変更しません。

本改訂前に提示した有効な見積りは、その有効期間・提示条件に従って扱います。新プランへの変更を希望する場合は、新旧の内容・金額の違い、提供済み業務、未提供部分を説明し、記録に残る方法で個別に合意します。

今後約款を改定する場合は、内容と効力発生日をウェブサイト等で周知します。既存契約への適用は、法令に基づき定型約款の変更が認められる場合、または当事者が記録に残る方法で合意した場合に限ります。

第 38 条 契約上の地位等の譲渡

申込者は、当社の事前承諾なく契約上の地位・権利義務を第三者へ譲渡または担保提供できません。

当社がサービス提供者や重要な業務体制を変更する場合も、法令および個人情報の取扱いに従い、必要な説明・同意を行います。

第 39 条 一部無効と法令の優先

本約款の一部が無効・執行不能でも、他の部分は有効に存続します。消費者契約法、特定商取引法、割賦販売法、個人情報保護法その他適用法令の強行規定に反する定めは、その範囲で適用しません。

通信販売の表示・最終確認画面、適用される取引類型で必要な書面の交付・電子交付への同意、クーリングオフ、中途解約、支払拒絶等の法定の権利は、本約款にかかわらず認められます。本約款への同意だけで法定書面の交付等を済ませたものとは扱いません。

第 40 条 準拠法と管轄

本契約は日本法に準拠します。紛争については山形地方裁判所または鶴岡簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。ただし、申込者の住所地その他法令により認められる裁判所の管轄を排除しません。

附則

本書は 2026 年 9 月 30 日改訂版を基に、合意された新 3 プランを反映した 2026 年 10 月 3 日改訂版です。同日以後、契約成立前に本書を提示し内容に合意した新規契約に適用します。既存契約・有効な見積りおよび旧版からの移行は第 37 条によります。改訂日だけを理由に契約条件を遡って変更しません。

各プランの個別約款

アスリートスタンダード

通常料金 330,000 円（税込）。提携校を対象として、希望条件・進学ルートの整理、既存競技資料の確認、入部交渉、奨学金条件確認、選択した提携校 1 校への出願、ビザ・住居・渡米前後の共通支援を行います。非提携校の交渉・出願、X 支援、フォーム送信の実践講習は含みません。

アスリートフロンティア

通常料金 550,000 円（税込）。提携校への支援に加え、本人が非提携校へ連絡し、個別の関心を示した学校から本人と選んだ累計 5 校の詳細交渉を当社が担当します。本人の連絡数に本契約上の上限はありませんが、当社の調査・返信・添削等を無制限に提供するものではありません。

- ・ 英文プロフィール・動画リンクの整理、初回実践講習 1 回、追加戦略面談 3 回、フォーム・メールの方法・文例・進捗表の案内を含みます。講習・戦略面談に 1 回当たりの時間上限は設けません。
- ・ 学校調査、フォーム送信、初回メール、無返信校へのフォロー、受信確認、記録更新は本人または申込者が行います。X の投稿準備・添削・運用指導および月次レビューは含みません。
- ・ 本人独自の X 等で反応した非提携校も、5 校の詳細交渉枠で選べます。担当開始後の不採用・辞退等も使用済み枠に含めます。
- ・ 出願は提携校と担当する非提携校を合わせて通算 2 校。進学先決定後のビザ・住居・渡米前後の支援は、選択した 1 校・1 回の渡航です。

全プラン共通

本人の役割、大学等の結果の非保証、期間、支払い、実費、変更・延長、終了時の精算および情報の取扱いは基本約款によります。非提携校への進学だけを理由とする追加支援料や成功報酬はありません。

アスリートアドバンスの個別約款

通常料金 880,000 円（税込）。提携校への支援に加え、当社が学校調査・初回アプローチを担当し、本人との面談で進路を検討するプランです。Xでのリクルーティング支援と、対象校への出願・渡米準備等の共通支援を含みます。

初回アプローチ

当社が候補を調査・提案し、本人と選んだ非提携校へ原則週 10 校、累計最大 100 校までフォームまたはメール等で連絡します。当社が送信内容と結果を確認します。無返信校には原則 7～14 日後に 1 回フォローし、最終送信分も対象とします。

詳細交渉

フォーム・メール・X・本人独自の活動等で個別の関心を示した非提携校から、本人と選んだ累計 10 校まで、同時進行は原則 5 校として対応します。X 経由も 10 校に含め、提携校はこの枠の外です。担当開始後の無返信・不採用・辞退等も使用済み枠に含みます。

面談と期間

準備段階の初回面談 1 回（60～90 分目安）と、集中活動第 1～11 週の週次面談 11 回（原則 30 分目安）を含みます。初回後に資料・募集時期等を確認して開始日を合意します。第 1～10 週は新規連絡、第 11 週は最終フォロー・候補整理を中心とします。

X の支援

英語プロフィール・固定投稿の整備、動画・成績の見せ方の助言、集中活動の各週 2 件までの投稿文作成・添削、週次面談での確認を含みます。投稿操作・アカウント・日常受信確認は本人が担当します。集中活動後は契約終了まで月 1 回の書面レビューを行います。

出願と渡米前後

入学出願は提携校と担当する非提携校を合わせて通算 2 校。ビザ・住居・渡米前後の支援は選択した 1 校・1 回の渡航です。集中活動終了後も契約期間内の残る交渉・共通支援を継続します。

上限と未提供業務

100 校・10 校はサービスの上限であり、適合校・返信・オファー等の獲得数を保証しません。早期の進学先決定等により新規連絡を止める場合も、残り業務と未提供部分の扱いを確認します。期間経過・枠への算入だけで全業務を完了扱いにしません。

別紙 1 提供済みサービスの精算基準

本表はキャンセル時に自動控除する金額ではなく、業務別の対価の上限です。終了時は実際に提供した相当対価を算定し、未提供部分を除きます。異なる配分を用いる場合は、契約前に内容・理由・金額を示して合意します。金額はすべて税込です。

業務区分	スタンダード	フロンティア	アドバンス
希望条件・候補整理と既存競技資料	66,000 円	66,000 円	66,000 円
提携校への交渉・奨学金条件確認	132,000 円	132,000 円	132,000 円
非提携校への初回アプローチとフォロー	対象外	対象外	110,000 円
非提携校の詳細交渉	対象外	132,000 円	264,000 円
英文プロフィールの準備	対象外	22,000 円	22,000 円
初回講習または初回面談	対象外	33,000 円	11,000 円
追加戦略面談または週次面談	対象外	33,000 円	66,000 円
X 初期整備と集中活動中の投稿支援	対象外	対象外	55,000 円
集中活動後の月次レビュー	対象外	対象外	22,000 円
入学出願支援	49,500 円	49,500 円	49,500 円
学生ビザ申請支援	33,000 円	33,000 円	33,000 円
ハウジング申請支援	16,500 円	16,500 円	16,500 円
渡米前オリエンテーション	16,500 円	16,500 円	16,500 円
契約期間内の渡米後支援	16,500 円	16,500 円	16,500 円
合計	330,000 円	550,000 円	880,000 円

非提携校の詳細交渉はフロンティア 5 校、アドバンス 10 校。追加戦略面談はフロンティア 3 回、週次面談はアドバンス 11 回。業務区分間の振替や未使用枠の現金換算を当然に行うものではありませんが、契約終了時の未提供部分の精算は本別紙に従います。

別紙 1 精算額の計算方法

共通の計算方法

各区分の精算額は「区分の上限額×客観的に確認できる提供済み割合」とし、割合は0～100%とします。実施記録、提供資料、同種業務の通常の作業量、予定された残作業を踏まえて算定し、着手だけで100%にしません。相当対価の根拠を示せない作業、当社の誤りの是正、未実施業務は算入しません。通常の合理的な価値より高くなる場合は減額します。

割引契約は各上限に「割引後元金÷通常元金」を乗じます。円未満の端数は最終請求額で切り捨てます。未提供部分を他の区分へ移して控除せず、実費・手数料・追加業務と同じ作業を重複計上しません。

初回アプローチと詳細交渉

アドバンスの初回アプローチ・フォローは1校1,100円、100校合計110,000円を上限とし、学校別の調査・送信準備・送信確認・必要なフォローの実施割合で評価します。送信できない学校の調査・準備について実際に提供した合理的な対価を算定する場合も、算定対象校全体でこの100校分・総額の上限内とし、初回連絡完了校数とは区別して明細を示します。当社の誤りによる再作業は除きます。

非提携校の詳細交渉は両プランとも1校26,400円を上限とし、担当開始前の学校には計上しません。担当開始・初回返信だけで全額を精算せず、条件照会、資料共有、面談、回答整理等の実施状況によります。初回アプローチ区分で計上した業務は重ねません。提携校交渉は、合意した対象校・交渉範囲全体に対する実施分で評価します。

講習と面談とX支援

英文準備・初回講習・初回面談は、提供資料と説明・実践の内容により評価します。追加戦略面談はフロンティア1回11,000円、週次面談はアドバンス1回6,000円を上限とし、未実施分を除きます。時間の目安を超えたことだけで追加料金を請求せず、短時間の実施だけで自動的に全額を控除しません。

アドバンスのX支援55,000円は、Xプロフィール・固定投稿・利用方法等の初期整備11,000円、活動11週の投稿文・確認支援44,000円を各上限とします。週次部分は1週4,000円を上限とし、週2件のうち実施件数、作成・修正内容に応じて評価します。週次面談・英文プロフィールと同一の作業は重複計上しません。未依頼・未提供分は除きます。

月次レビューと出願支援

月次レビュー22,000円は、基本期間で事前確認した予定回数で等分した額を1回の上限とします。実際に提供したレビューに応じて算定し、月の経過・資料未提出だけで控除しません。期間短縮により分母を減らして過去の1回分を引き上げません。基本期間内にレビュー期間が生じない場合は未提供として扱います。

出願支援は複数校でも合計49,500円を超えません。合意した出願予定校と実施業務量により評価し、未実施の予定出願に対応する部分は除きます。上限2校のうち1校で進学先が決まったことだけで全額または半額と機械的に決めず、合意した業務と実施内容を示します。

別紙 1 期間延長とプラン変更と終了時の精算

期間延長

6 か月延長料 110,000 円は、延長に伴って追加して行う継続相談、進捗・期限管理、関係先への追加フォローおよびアドバンスの月次レビューの対価です。基本料金に含まれる未提供の出願・ビザ等の同じ業務と二重に計上しません。

延長開始前の終了では未開始分を全額返金します。開始後は、開始日を起点とする 1 か月ごとに「110,000 円÷6」を上限とし、その月に提供した追加業務の割合により算定します。日数の経過だけで上限額を控除せず、未実施月と途中月の未提供部分を除きます。2 単位の場合も各単位を区分します。

プラン変更

変更前の提供済み業務は変更前の基準で評価し、変更だけを理由に対価を引き上げません。変更後は共通・引継ぎ・新規業務を分け、同じ作業を二重計上しません。業務別上限と残り枠を別紙 5 等で確認し、その合計は合意したサポート料金総額を超えません。

フロンティアからアドバンスへの変更で、すでに初回講習・追加面談等を提供している場合は、その相当対価を維持し、変更後の業務別配分を事前に調整して合意します。旧版からの移行や低額プランへの変更も、引き継げない既提供業務の相当対価と新しい業務を明示します。

早期決定と枠の未使用

返信が少ない、候補を絞った、進学先を早期に決めた等の事情だけで、未担当校の詳細交渉、未送信校の初回連絡、未実施面談、未提供の X 支援・月次レビュー等を提供済みとみなしません。新規連絡や活動の終了を合意した時点で残る業務を記録し、契約終了時には第 25 条に従って精算します。本人の希望で別業務に振り替える場合も、内容と対価を事前合意します。

精算明細に記載する事項

- ・ 終了日、適用約款、通常料金・割引後料金、既払額と未払額。
- ・ 業務区分ごとの上限、実施日・内容・提供割合と相当対価。
- ・ 学校別・面談別の記録、未実施の学校・回数・支援内容。
- ・ 承認済みで返金不能な第三者実費とその根拠。
- ・ 分割払手数料の減額・返金・相殺、最終的な返金額または不足額。

返金時期・方法、法令上の権利は第 25 条によります。本別紙の配分は違約金や成果報酬ではなく、個別の精算額を自動確定するものではありません。

別紙 2 料金表と支払条件

項目	税抜	税込
スタンダード	300,000 円	330,000 円
フロンティア	500,000 円	550,000 円
アドバンス	800,000 円	880,000 円
スタンダードからフロンティア	200,000 円	220,000 円
フロンティアからアドバンス	300,000 円	330,000 円
スタンダードからアドバンス	500,000 円	550,000 円
6 か月の期間延長	100,000 円	110,000 円
12 か月の期間延長 合計	200,000 円	220,000 円

消費税は 10% として表示します。合意した税込額を後から一方的に変更しません。上記の変更差額は本改訂版の通常料金契約の上位変更です。旧版からの変更、割引、低額プランへの変更は第 24 条・第 37 条により個別に確認します。

変更差額・延長料・別途合意した追加業務料は、原則として開始までに一括払いとします。別の方法を採用する場合は事前に金額・日程を確認します。成功報酬はなく、大学等への実費は第 22 条・第 23 条によります。

通常料金での支払額

プランと回数	手数料総額	初回～最終前 各回の支払額	最終回 支払額	支払総額
スタンダード 1 回	0 円	—	330,000 円	330,000 円
スタンダード 2 回	1,800 円	165,900 円	165,900 円	331,800 円
スタンダード 3 回	3,600 円	111,200 円	111,200 円	333,600 円
フロンティア 1 回	0 円	—	550,000 円	550,000 円
フロンティア 3 回	5,500 円	185,166 円	185,168 円	555,500 円
フロンティア 5 回	11,000 円	112,200 円	112,200 円	561,000 円
アドバンス 1 回	0 円	—	880,000 円	880,000 円
アドバンス 3 回	8,800 円	296,266 円	296,268 円	888,800 円
アドバンス 5 回	17,600 円	179,520 円	179,520 円	897,600 円

総額は税込のプラン元金と手数料の合計です。手数料に後から税を加算しません。3 回払いの「初回～最終前」は第 1・第 2 回、5 回払いでは第 1～第 4 回です。割引・繰上精算および第 19 条の 2 の年率基準による減額前の通常額を示します。

別紙 2 分割払いと途中精算

初回は契約成立時、第 2 回以降は契約成立月の翌月から毎月末までです。3 回払いは翌々月末、5 回払いは 4 か月後の月末に完了します。銀行休業日は直前の銀行営業日を期限とします。元金、手数料、各回金額、全期日を契約前に確定し、通常の支払額は日割りで変動しません。

元金と手数料の配分

初回は全額を元金へ充当します。手数料は、2 回払いでは全額を第 2 回へ、3 回払いでは第 2 回・第 3 回へ 2 対 1、5 回払いでは第 2 回～第 5 回へ 4 対 3 対 2 対 1 で配分します。最終回より前の配分額は円未満を切り捨て、残額を最終回へ配分します。各回支払額から手数料を差し引いた額が元金充当額です。

繰上返済と解約時の手数料

各期間の配分手数料に、各日の未払元金の合計を「当初予定未払元金×その期間の日数」で除した割合を乗じます。各期間の配分手数料を上限とし、円未満は切り捨てます。期間は初回入金日・前回期限の翌日から次回期限までです。入金は翌日以降の元金を減らし、完済・解約の翌日以降は 0 とします。

解約時は第 25 条の修正元金を用い、未経過期間・元金減少に対応する手数料を減額し、受領済みなら返金・相殺します。当初予定未払元金が 0 の期間に手数料を発生させません。外部カード会社等の分割払いに当社の固定手数料を重ねません。法令によりさらに有利な精算が必要な場合はその取扱いを優先します。

支払遅延

支払期日を過ぎた元金には翌日から入金日まで年率 6.0% の日割りを上限とする遅延損害金を適用し、同じ元金・期間の通常手数料を重ねません。法令上これを下回る上限があれば従います。催告・停止・解除等は第 19 条の 3・第 26 条によります。

契約前の確認と年率

次ページまたは同等の電子記録に全ての支払額・期日・元金と手数料の内訳・実質年率を記載して確認します。実質年率は確定した元金・支払額・日程から算定します。第 19 条の 2 の自主基準 14.0% を超える場合は手数料を下げ、全額・各回額・内訳を再計算して契約前に確定します。法令で指定された算定・表示方法、税区分、書面交付等にも従います。

別紙2 個別の支払条件確認書

未選択・未記入の条件を合意済みとは扱いません。2回払いはスタンダードのみ、5回払いはフロンティア・アドバンスのみです。未使用の支払回の欄は抹消します。

申込者氏名 _____ 留学者氏名 _____

対象 ☐ 新規契約 ☐ プラン変更 ☐ 期間延長 ☐ 個別追加業務

プラン ☐ スタンダード ☐ フロンティア ☐ アドバンス

支払方法 ☐ 1回（一括） ☐ 2回 ☐ 3回 ☐ 5回

通常元金 _____ 円 割引額 _____ 円

合意元金 _____ 円 固定手数料合計 _____ 円

支払総額 _____ 円 契約成立予定日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

回	支払期日	元金充当額	手数料	支払額
1	年 月 日	円	0円	円
2	年 月 日	円	円	円
3	年 月 日	円	円	円
4	年 月 日	円	円	円
5	年 月 日	円	円	円

手数料の税区分 _____ 実質年率 _____ %（一括は対象外）

振込先・請求書番号 _____

個別条件・特約 _____

第三者費用の確認資料名・確認日 _____

☐ 元金・手数料・総額・各期日と、途中精算の方法を確認しました。

☐ 手数料の記載額と、契約前に提示された支払条件に合意しました。

確認日 _____ 年 ____ 月 ____ 日 申込者署名 _____

当社確認者 _____

別紙3 申込確認書

本書または同等の保存可能な電子記録により、申込みと重要条件を確認します。渡航・ビザ等の詳細は必要な段階で追加確認します。

本人と申込者

留学者氏名 _____ ふりがな _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 現在の学年・所属 _____

申込者氏名 _____ 本人との関係 _____

住所 _____

メール _____ 電話 _____

本人が成人の場合 ☐ 本人が申込者 ☐ 別の方が申込者

本人が未成年の場合 ☐ 法定代理人が申込者として確認しました

希望条件と選択する支援

競技・ポジション _____ 希望専攻 _____

対象学期・希望入学時期 _____

予算上限と含める費用 _____

競技参加に関する必須条件 _____

その他の必須条件 _____

プラン ☐ スタンダード ☐ フロンティア ☐ アドバンス

期間延長 ☐ なし ☐ 6か月 ☐ 12か月

支払方法 ☐ 1回 ☐ 2回 ☐ 3回 ☐ 5回（適用プランは別紙2）

連絡窓口 ☐ メール ☐ LINE その他 _____

対象校の提携関係・紹介料受領予定・推薦理由、各校への支援開始と残り枠は、候補一覧等に別途記録します。

別紙3 契約期間と重要事項の確認

契約成立日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

最大契約期間の期限 _____ 年 ____ 月 ____ 日 ☐ 18 か月 ☐ 24 か月 ☐ 30 か月

オリエンテーション／授業開始の早い日 ☐ 未定 ☐ _____ 年 ____ 月 ____ 日

上記の早い日から 60 日後 _____ 年 ____ 月 ____ 日

初回面談／講習の予定日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

原則として最大契約期間の期限、入学後 60 日の期限、約款による終了日・解除日のうち最も早い日で終了します。アドバンスの集中活動予定は別紙 6 等で確認します。

- ☐ 適用約款の版、プラン、支援範囲、期間、支払総額・期日を確認しました。
- ☐ フロンティアは本人が初回連絡・フォローを行い、当社の詳細交渉は非提携校 5 校、X 支援なしであることを確認しました。
- ☐ アドバンスの初回連絡 100 校と詳細交渉 10 校は別枠で、X 経由も詳細交渉 10 校に含み、同時進行は原則 5 校であることを確認しました。
- ☐ フロンティアの初回講習・追加戦略面談 3 回、アドバンスの初回面談・週次面談 11 回と時間の目安、X 支援の範囲を確認しました。
- ☐ 出願はスタンダード 1 校、フロンティア・アドバンス通算 2 校。ビザ・住居・渡米前後の支援は最終的に選ぶ 1 校・1 回の渡航であることを確認しました。
- ☐ 実費は別途必要で、合格・入部・奨学金等を保証せず、成功報酬がないことを確認しました。
- ☐ 提携校から当社が紹介料を受け取る場合があり、選定理由を確認して進学先を選ぶことを理解しました。
- ☐ 着手前の全額返金、着手後の提供済み対価による精算、別紙 1 の上限・計算方法を確認しました。
- ☐ 本人による資料準備・認証・署名等が必要で、公開発信・国外提供は必要な説明と確認を別途行うことを理解しました。

適用約款 2026 年 10 月 3 日改訂版 確認日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

申込者署名 _____ 留学署名 _____

別紙 4 情報共有と公开发信の確認書

情報・相手方・目的を個別に確認します。チェックのない事項を承認済みと扱いません。大学等への非公開共有と公開投稿は区別し、同じ内容の保存可能な電子記録や送信先一覧を用いることができます。

共有を認める情報

☐ 氏名 ☐ 競技・ポジション ☐ 身長・体重 ☐ 卒業年・入学希望時期

☐ 競技実績・受賞歴 ☐ 学業成績・GPA ☐ 英語スコア

☐ 写真 ☐ 動画・リンク ☐ 連絡用メール その他 _____

確認した選手情報シート・英文プロフィールの名称と版 _____

非公開の共有先と代理送信

方法 ☐ 大学公式フォーム ☐ コーチへのメール ☐ DM ☐ その他

学校名・担当者・国名・共有目的 別添一覧名 _____

送信する者 ☐ 本人・申込者 ☐ 当社

承認した送信先一覧の版・確認日 _____

承認した情報・個別回答と送信方法 _____

☐ 上記の学校一覧・情報・方法の範囲で、当社による代理入力・送信を依頼します。本人認証・署名等は本人が行い、未承認の重要な追加情報は改めて確認します。

公开发信

媒体・アカウント ☐ X ☐ 動画媒体 ☐ その他 _____

公開する情報の範囲・連絡導線 _____

投稿操作 ☐ 本人・申込者 ☐ 別途合意した当社媒体での掲載

当社の広告・体験談・実績紹介への利用は本同意に含めず、別に確認します。住所・パスポート番号・認証情報等は公開しません。

別紙4 国外提供と掲載に関する同意

当社から国外提供する場合の事前説明資料名・確認日 _____

本人同意に基づく国外第三者提供では、国名、当該国の個人情報保護制度、提供先の保護措置等、必要な情報を事前に説明します。この確認だけで必要な情報提供を省略しません。

☐ 説明資料を確認し、記載した国外提供に同意します。

成人本人から保護者等への共有 ☐ 同意する ☐ 同意しない

共有する相手と情報の範囲 _____

- ・掲載・共有によって返信・オファー・入部・奨学金等が保証されるものではありません。
- ・公開情報は第三者に閲覧・保存・転載される場合があります。非公開共有でも相手方の取扱条件を確認します。
- ・本人名義のXの投稿操作・アカウント管理は本人または申込者が行います。当社のフォーム代理送信とは役割を分けます。
- ・提供資料が正確で、写真・動画等に必要な権利・許可があることを確認します。未成年の場合は本人の意向と法定代理人の同意を確認します。
- ・将来の掲載・共有への同意はメール・LINE等で撤回できます。当社は合理的な範囲で修正・削除に対応しますが、第三者の保存・転載や検索キャッシュの完全削除は保証しません。
- ・不同意・撤回だけで契約を自動解除したり一律の違約金を課したりしません。実施できない業務がある場合は手動処理・非公開連絡等の代替方法と未提供部分の精算を協議します。
- ・要配慮個人情報や出願・ビザ・住居等の詳細情報は、必要性和法令上の条件を別途確認します。

別紙4の選択内容、添付した説明資料、基本約款第33条・第34条を確認し、明示した範囲で必要な掲載・共有に同意します。必要な個別確認が残る事項については、実施前に別途確認します。

同意日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

留学者氏名・署名 _____

申込者氏名・署名 _____

法定代理人氏名・署名 _____ 本人が未成年の場合

当社確認者 _____ 記録番号 _____

説明資料・送信先一覧等の添付名称 _____

別紙5 プラン変更の確認書

申込者／留学者 _____ 元の契約成立日 ____ 年 __ 月 __ 日

対象学期 _____ 変更予定日 ____ 年 ____ 月 ____ 日

変更前の約款版・プラン _____

変更後の約款版・プラン _____

料金の扱い ☐ 本改訂版の通常差額 ☐ 第24条・第37条の個別見積り

料金・精算項目	税込額
変更前に合意したプラン元金・別途追加業務料	円
そのうち既払元金／未払元金	円／円
変更後プランの料金	円
引継ぎできない既提供業務の相当対価	円
割引・充当・返金等の調整	円
変更後のサポート料金総額	円
変更差額または返金額／変更後の残支払額	円／円

延長料・分割払手数料・第三者実費は別に記録します。業務別配分・明細と計算根拠を添付し、二重請求・二重控除を行いません。

引継ぎ詳細交渉校数 ____ 校 新規に担当できる残り ____ 校 一覧名 _____

初回アプローチの完了校数 ____ 校 残り ____ 校

講習・面談の提供済み内容と残り回数 _____

出願支援の使用済み ____ 校 残り ____ 校

集中活動日程・X支援の残り枠・月次レビュー予定 _____

契約終了見込み ____ 年 ____ 月 ____ 日 変更だけでは期間をリセットしません

☐ 引継ぎ・新規業務、残り枠、業務別配分、精算・支払条件に合意しました。

確認日 ____ 年 __ 月 __ 日 申込者署名 _____ 当社確認者 _____

別紙5 期間延長の確認書

期間延長は自動更新ではありません。対象学期と未提供・継続業務を確認し、支援可能な場合に6か月単位で合意します。入学後60日の終了条件は延長後も残ります。

申込者／留学者 _____ 元の契約成立日 ____ 年 ____ 月 ____ 日

対象学期 _____ 選択プラン _____

今回の延長 ☐ 6か月 110,000円 ☐ 12か月 220,000円 いずれも税込

以前の延長 ____ か月 今回を含む延長合計 ____ か月 上限 12 か月

延長前の最大契約期間の期限 ____ 年 ____ 月 ____ 日

今回の延長開始日 ____ 年 ____ 月 ____ 日

延長後の最大契約期間の期限 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ☐ 24 か月 ☐ 30 か月

入学後60日の終了見込み ☐ 未定 ☐ ____ 年 ____ 月 ____ 日

継続する業務・対象校と追加フォローの内容 _____

初回アプローチ残り ____ 校 詳細交渉残り ____ 校

面談等の残り ____ 回 出願支援の残り ____ 校

アドバンスの延長期間の月次レビュー予定 ____ 回

レビュー提出日・回答日等 _____

延長料 _____ 円 支払期日 ____ 年 ____ 月 ____ 日

個別条件と基本料金と重複しない業務の整理 _____

☐ 延長で校数・面談数・週次投稿支援枠・出願数は増えず、未開始・未提供分は別紙1により精算することを確認しました。

確認日 ____ 年 ____ 月 ____ 日 申込者署名 _____ 当社確認者 _____

別紙6 アドバンスの活動計画確認書

契約全体の期間と集中活動の期間を分けて確認します。週次の対象校、送信情報、交渉対象の承認・残り枠は、共有一覧等に継続記録します。

申込者／留学者 _____ 対象学期 _____

初回面談日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

集中活動開始日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

第10週終了予定 _____ 年 _____ 月 _____ 日 第11週終了予定 _____ 年 _____ 月 _____ 日

必要資料と準備完了の確認 _____

送信情報シート・英文プロフィールの名称と版 _____

対象校一覧・進捗表の共有方法 _____

段階	面談と当社の対応
準備・初回面談	希望条件・資料・Xの説明。候補校調査と送信準備。
第1週	最初の10校とX準備を確認。承認後に当社が初回連絡。
第2～10週	返信・交渉対象・Xを確認し、次の10校を選定。無返信校フォロー。
第11週	最終送信分のフォロー、候補比較と継続方針。
集中活動後	月1回の書面レビュー、残る詳細交渉、出願・渡米前後の支援。

初回アプローチ上限100校 詳細交渉累計10校 同時進行原則5校

初回面談1回 週次面談11回 活動第1～11週の投稿文支援は週2件まで

変更契約の場合の残り枠・提供済み内容は別紙5等に記録します。

月次レビュー開始日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 基本期間の予定回数 _____ 回

毎月の資料提出方法・予定日と回答予定日 _____

☐ 送信先・内容の確認、本人の役割、日程変更、未提供分の精算を確認しました。

確認日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 申込者署名 _____ 当社確認者 _____

別紙 7 競技規則と業務記録の確認

学校ごと、または適用範囲を特定した一覧で記録します。同等の共有表・電子記録で代用できます。大学担当者の確認と、本人の最終的な競技資格認定は別のものです。

留学生 _____ 大学・競技 _____

所属団体・Division _____ 対象学期 _____

本人の学年・在籍歴・入学時期 _____

適用する公式資料・年度・確認日 _____

大学の競技コンプライアンス担当・回答日 _____

確認に提示した業務内容・料金・紹介料情報の版 _____

当社が確認して記録する事項

- ・ 許容される当社の連絡・条件確認・面談補助の範囲と、本人が行う事項。
- ・ 競技・学年別の連絡可能時期、返信・電話・オンライン面談・訪問の制限。
- ・ 編入の連絡許可・登録等の要否、他校との署名済み合意による制限。
- ・ 大学からの紹介料の可否と条件、必要な登録・承認や追加照会の結果。
- ・ 未確認・保留の事項、次の確認先と期限、代替方法・候補変更の扱い。

回答記録の保存先・適用範囲 _____

未確認事項・実施を保留する行為 _____

継続する業務記録

対象校と資料の承認、送信・フォロー・返信、担当校の選定と枠の算入、面談、X 支援、出願、作成資料を日付・内容・証拠の保存先とともに記録します。初回連絡校数、詳細交渉校数、各回数の残り枠は分けて共有します。

解約・期間満了等の精算では、業務別の実施内容と未実施内容、根拠となる記録、提供済み割合と計算結果を提示します。枠の消費だけで提供済み割合を 100% にせず、争いがある場合は双方の資料を確認します。規則・本人の状況・関与方法が変わった場合は、影響する業務の前に再確認します。

共有一覧の名称・保存先 _____

☐ 当社は、規則上の未確認・禁止事項を実施せず、必要な確認・記録を行います。

☐ 本人は、正確な資料と契約・在籍状況を共有し、自分が行う判断・署名を確認しました。

確認日 ____ 年 ____ 月 ____ 日 本人署名 _____ 当社確認者 _____